

明石市立学校施設長寿命化計画の改定

1 目的・背景

子供たちが安全に、安心して利用できる教育環境を確保するため、学校施設を長寿命化することで、財政負担の平準化や軽減を図り、効果的・効率的に学校施設の整備をしていくことを目的とし、上位計画である明石市公共施設配置適正化基本計画に基づき策定された「明石市立学校施設長寿命化計画」を改定しました。

2 これまでの経緯

2020 年 4 月	明石市立学校施設長寿命化計画の策定
2025 年 12 月～1 月	明石市立学校施設長寿命化計画の改定に係るパブリックコメント実施
2026 年 3 月	明石市立学校施設長寿命化計画の改定

【参考】明石市公共施設配置適正化基本計画の市民参画手続き等（一部抜粋）

2025 年 7 月	明石市公共施設配置適正化計画の改定に係るワークショップ開催
2025 年 12 月～1 月	明石市公共施設配置適正化計画の改定に係るパブリックコメント実施
2026 年 3 月	明石市公共施設配置適正化計画の改定

3 市民参画手続（パブリックコメント）で出た主なご意見

- ・ 学校施設の修繕予算を十分に確保してほしい。
- ・ 小学校体育館空調の早期に設置時期を具体化してほしい。
- ・ 外壁の評価がD評価である箇所の改修を迅速に進めてほしい。
- ・ 中長期的な視点で教育環境とコストのバランスを考慮した施設整備を進めてほしい。
- ・ 建て替えを検討し、計画的な維持管理により安全性と維持コスト低減を図ってほしい。
- ・ 電気・機械設備の老朽化対策を進めてほしい。

4 成果や意識した点

本計画の改定にあたっては、市民参画条例上、市民参画手続の実施が必須ではありませんでしたが、学校施設は児童生徒や保護者をはじめ、多くの市民に関わるものであることから、広く意見を把握するためパブリックコメントを実施しました。施設の安全性や老朽化対策、空調整備等に関するご意見を頂き、市民ニーズや関心事項を改めて確認し、計画改定にあたって参考にすることができました。



<採用した市民参画手法及び実施原則のチェックリスト>

●意見公募手続（パブリックコメント）

1	実施期間（原則30日以上）	令和7年12月19日～令和8年1月19日
2	意見提出者数	4人
3	意見数	8件
4	実施公表方法（原則2以上）	市ホームページ、学校管理担当窓口、行政情報センター、あかし総合窓口、各市民センター
5	結果公表方法（原則2以上）	市ホームページ、学校管理担当窓口

明石市火災予防条例及び同条例施行規則の一部改正について

1 目的・背景

令和7年2月に岩手県大船渡市で発生した林野火災を受け、総務省消防庁が林野火災予防を目的とした注意報等の規定を全国の自治体が制定している火災予防条例で新たに設けることができるよう、火災予防条例（例）の改正を受け、本市でも的確な火災予防対策を行うため、明石市火災予防条例及び同条例施行規則の一部を改正しようとするものです。

気象の状況が林野火災の予防上注意を要すると認めるときは、新たに林野火災に関する注意報を発することができ、注意報が発せられた場合は解除されるまでの間は火気の使用の制限に従うよう努める区域を指定できるようにするものです。

また、林野火災の予防を目的とした火災に関する警報を発したときは、火気の使用制限について対象となる区域を指定できるようにするものです。

2 これまでの経緯

令和7年8月	火災予防条例（例）の一部改正について（令和7年8月29日付総務省消防庁消防予第383号、消防特第159号通知）
令和7年11月25日	パブリックコメント実施（～12月25日）
令和8年1月22日、30日	林野火災警報発令時における火器使用制限の対象となる区域において、当該区域のまちづくり協議会役員に対し事前説明
令和8年4月1日	改正条例及び改正規則の施行

3 市民参画手続で出た主なご意見

- ・応募意見なし

4 成果や意識した点

・岩手県大船渡市での林野火災を踏まえ、全国の動向に合わせた確な火災予防対策を講じるため、市民の皆様にご改正内容を広く周知し、意見募集を行いました。市民の関心を高め、意見を反映させるべく周知方法や説明資料の分かりやすさなどに配慮しました。今後も透明性を重視し、市民の安全確保に向けた施策を推進してまいります。



<採用した市民参画手法及び実施原則のチェックリスト>

●意見公募手続（パブリックコメント）

1	実施期間（原則３０日以上）	令和７年１１月２５日～令和７年１２月２５日
2	意見提出者数	０人
3	意見数	０件
4	実施公表方法（原則２以上）	市ホームページ、市施設（消防局予防課、行政情報センター、各市民センター、あかし総合窓口）
5	結果公表方法（原則２以上）	市ホームページ※ 応募意見がなかったため市ホームページのみ実施

4. 条例の制定・改廃に当たり市民参画手続を実施しなかった政策等

NO	政策等	内容	判断基準
1	明石市立学校条例の一部を改正する条例制定	市内の中学校の体育館に冷暖房設備を整備することに伴い、当該設備の使用料を定めようとするもの。	判断基準④
2	明石市旧優生保護法被害者等の尊厳回復及び支援に関する条例の一部を改正する条例制定	旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律の全部改正に伴う規定の整備を図ろうとするもの。	判断基準⑥
3	明石市高齢期移行者医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例制定	兵庫県の取扱いに準じ、低所得の判定基準となる額を引き上げようとするもの。	判断基準⑧
4	明石市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例制定	地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、部分休業の取得パターンを多様化するとともに、国家公務員の取扱いに準じて、仕事と育児の両立に資する環境を整備するほか、所要の整備を図ろうとするもの。	判断基準⑦
5	明石市市税条例の一部を改正する条例制定	個人市民税の特定親族特別控除の創設を行うほか、令和7年度税制改正における地方税法等の一部改正に伴う所要の整備を図ろうとするもの。	条例第6条 第3項第1号
6	明石市議会議員及び明石市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例制定	公職選挙法施行令の一部改正により、国会議員の選挙運動に係る公費負担限度額が引き上げられたことに伴い、明石市議会議員及び明石市長の選挙運動に係る公費負担限度額をこれらに準じ改定しようとするもの。	判断基準①
7	明石市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例制定	住登外者（本市の住民基本台帳に記録されていない者であって、住民とは別に管理しておく必要があるもの）を特定するための番号を付し、住登外者に係る情報を管理する事務を個人番号の独自利用事務に追加しようとするもの。	判断基準⑦
8	明石市印鑑条例の一部を改正する条例制定	電気通信事業法の一部改正に伴う規定の整備を図ろうとするもの。	判断基準⑧
9	明石市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例制定	児童福祉法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正に伴い、関係条例について規定の整備を図ろうとするもの。	判断基準⑧

NO	政策等	内容	判断基準
10	明石市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定	人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定の取扱いに準じて、本市一般職の職員の給料月額並びに期末手当及び勤勉手当の支給率を引き上げるほか、所要の整備を図ろうとするもの。	判断基準⑦
11	明石市特別職の職員の給与に関する条例及び明石市公営企業管理者の設置及び給与等に関する条例の一部を改正する条例制定	人事院勧告を踏まえた本市一般職の職員の給与改定の取扱いに準じて、本市の特別職の職員及び公営企業管理者の期末手当の支給率を引き上げようとするもの。	判断基準⑦
12	明石市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例制定	国家公務員の取扱いに準じて、本市職員及び職員以外の者に対して支給する旅費の取扱いを見直そうとするもの。	判断基準⑦
13	明石市立学校職員の給与等に関する条例及び明石市立学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定	公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法及び教育公務員特例法の一部改正に伴い、教職調整額の支給率を段階的に引き上げるとともに、義務教育等教員特別手当の見直しを行うほか、所要の整備を図ろうとするもの。	判断基準⑦
14	明石市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例制定	子ども・子育て支援法の一部改正により市が定めることとされた特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定めることにつき、新たに条例を制定しようとするもの。	判断基準⑩
15	明石市保健所設置条例の一部を改正する条例制定	公共施設の有効活用の観点から多目的ホールの使用の許可に係る要件等を改めようとするもの。	判断基準①
16	明石市行政手続条例の一部を改正する条例制定	行政手続法の一部改正の趣旨にのっとり、聴聞等の機会の付与手続における公示送達をデジタル化しようとするもの。	判断基準⑥
17	明石市職員定数条例の一部を改正する条例制定	高齢化の進展に伴う救急需要増加への対応及び消防警備体制の強化を図るため、消防職員の定数を改めようとするもの。	判断基準⑦
18	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定	兵庫県の学校薬剤師の報酬の取扱いに準じて、本市の学校薬剤師の報酬の改定を行おうとするもの。	判断基準⑦
19	明石市手数料徴収条例の一部を改正する条例制定	産後ケア事業に係る一部負担金を利用者が事業者に直接支払うことができる仕組みに移行することに伴い、当該一部負担金を市が徴収する手数料から削ろうとするもの。	判断基準④

NO	政策等	内容	判断基準
20	明石市保健関係手数料徴収条例の一部を改正する条例制定	引用法令の一部改正に伴う規定の整備を図ろうとするもの。	判断基準⑧
21	明石市建設関係手数料徴収条例の一部を改正する条例制定	関係法令の一部改正に伴う所要の整備を図ろうとするもの。	判断基準④
22	明石市重度障害者医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例制定	兵庫県の取扱いに準じ、福祉医療制度と国公費負担医療制度の併用を可能としようとするもの。	判断基準⑥
23	明石市介護保険条例の一部を改正する条例制定	介護保険法施行令の一部改正に準じて、令和8年度の保険料算定について特例を設けようとするもの。	判断基準④
24	明石市地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例制定	卸売市場法の一部改正により地方卸売市場の認定要件に追加された事項を定めようとするもの。	条例第6条 第3項第5号
25	明石市建築物における駐車施設の附置等に関する条例の一部を改正する条例制定	駐車場法施行令の一部改正に伴う所要の整備を図ろうとするもの。	条例第6条 第3項第5号
26	明石市国民健康保険条例の一部改正について	子ども・子育て支援法等の一部改正及び国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、条例の一部を改正する。	判断基準④ 判断基準⑥
27	明石市人権施策推進方針の中間見直し	令和4年度に改定した明石市人権施策推進方針について、6年度に実施した市民意識調査に基づく数値の更新、法令や字句などの修正を行おうとするもの。	判断基準⑧ 判断基準⑩

● 資料1 ● タウンミーティングの開催実績等

市民一人ひとりの声を丁寧に聴く機会として、タウンミーティングやワークショップを実施しています。テーマごと・地域ごと・年代ごとに必要な情報を共有し、しっかり対話をして共に考える「積み重ね」により、幅広い市民が市政に参画できる機会を拡充するよう努めています。

2024年度

回	テーマ	開催月	参加者数
13	地域編④ 西明石エリア	4月	52名
14	地域編⑤ 大久保エリア	5月	68名
15	地域編⑥ 二見エリア	6月	39名
16	こども会議	7月 8月	43名
19	若者会議	9月	12名
20	あかしの景観	10月	21名
21	あかしの財政	11月	19名
22	対話	12月	27名
23	居場所	1月	37名
24	若者会議online	2月	20名
25	大蔵海岸の更なる魅力向上	3月	25名

2025年度

回	テーマ	開催月	参加者数
26	今までの明石、これからの明石	6月	18名
27	こどもの遊びと学び 明石公園をフィールドに	8月	28名
28	地域編（魚住東）	11月	25名
29	地域編（魚住）	11月	14名
30	地域編（二見）	12月	21名
31	地域編（大蔵）	1月	14名
32	地域編（衣川）	1月	23名
33	地域編（大久保北）	2月	24名
34	地域編（大久保）	3月	24名
35	地域編（錦城）	3月	24名

35回開催 参加者：1317人

※2025年度末時点

【地域別タウンミーティングや市民ファシリテーターの養成など、さらなる対話によるまちづくりへ】



市内13中学校区ごとのタウンミーティングでは、「これからの地域にとって重要だと思うこと」、「市やみんなと考えていくべきこと」など参加者同士の対話から意見を出していただくとともに、後半には参加者が市長、副市長とディスカッションする場も設けています。



まちづくりの様々な場面で、市民主体の対話が広がり、取組の活性化や多様な主体による連携が進むよう、2024年度から市民ファシリテーターの養成講座を開催。2年間で105名の方が修了されました。



こども若者会議で計画を策定！

2025年度より【対話と共創の第2ステージを進めています！】

こども・若者会議

課題解決と政策への反映をより進めるため、施策の各段階、各場面に応じてワークショップを開催しています。

こどもや若者が中心となり、2025年度にこども・若者計画を策定。

市民の参画機会の拡充

あかし共創プラットフォームや無作為抽出による参画手法の活用（今の明石、これからの明石をテーマにしたタウンミーティング）等

個別施策

各種計画策定過程でのワークショップを2025年度末で48回実施し、1426名が参加。

● 資料2 ● あかし共創プラットフォームの取組

多様な市民との対話を通じて地域課題や市民ニーズを把握するとともに、産官学民の多様な主体が立場を超えて協力し、互いの強みを活かしてより良い解決策や新たな価値を創出する「対話と共創によるまちづくり」を推進しています。

【「あかし共創プラットフォーム」の推進】

2025年11月1日、「あかし共創プラットフォーム」を立ち上げました。

産官学民の多様な主体が立場を超えて参画し、共創によって地域課題の解決や新たな価値を創りだしていく場です。異なる分野で立場を超えた「つながり」による対話や、同じ「テーマ」に関心を持つ人との対話を重ね、共創によってより良い解決策・新たな価値を創りだしていくことを目指しています。

<共創ミーティング>

あかし共創プラットフォームのメンバーが集まり、共創プラットフォームの運営について考えていく場。

2025年12月、2026年5月、7月に開催。

<共創カフェ>

新しい人との出会いや仲間づくり、それぞれのテーマについて、実践者の方から事例を紹介していただくことで学びも得られる場。共創の入口として、どなたでもご参加いただけます。

2026年2月に開催（テーマ：地域課題×ビジネス）。

あかし共創プラットフォーム イメージ



【「あかし共創プラットフォーム市民提案助成金」の創設】

NEW! 2026年4月～

まちのみんなで創る「もっとやさしいまち明石」の実現を目指し、産官学民の多様な主体が力を合わせる共創の取組を応援し、地域課題の解決やまちの活性化につながるチャレンジを後押しする「あかし共創プラットフォーム市民提案助成金」を創設しました。

どの提案も社会課題の解決やまちの活性化につながる素晴らしいプロジェクトでした。

採択したプロジェクトについては、あかし共創プラットフォームのなかで伴走支援していきます。

審査結果			
コース区分	申請者数	採択者数	助成額
100万円以内	40	9	6,300千円
【共創チャレンジ枠】 10万円以内	18	7	700千円
合計	58	16	7,000千円

<採択事業の例>

- AIを活用した明石市内の企業と就労支援施設をつなぐ「業務切り出し・マッチングプラットフォーム」を構築する
- 地域の事業者がデザインの相談ができる窓口の設置や、市内のクリエイター育成・ネットワーク構築に取り組む
- 森・里・川・海のつながりによる自然循環（＝流域水循環）の仕組みを体感するプログラム（ネイチャーツアー、フィールドワーク、講演、ワークショップ）を開催する

● 資料2 ● あかし共創プラットフォームの取組

多様な市民との対話を通じて地域課題や市民ニーズを把握するとともに、産官学民の多様な主体が立場を超えて協力し、互いの強みを活かしてより良い解決策や新たな価値を創出する「対話と共創によるまちづくり」を推進しています。

【「あかし対話と共創ウィーク」の開催】

「対話と共創によるまちづくり」を市内外に発信するとともに、その機運をさらに高めることを目的に、対話と共創に関する様々な催しを集中的に開催しました。

「知りあい語りあい創りだす」をキャッチコピーに、2025年10月24日から11月1日までの9日間に開催しました。



全国の仕掛人大集合

10/24



全国や市内で「対話と共創」に取り組んできた市民や自治体職員などの仕掛人が大集合。

仕掛人たちの経験や知恵、思いを参加者みんなで共に聴きながら、まちづくりに大切な気づきや学びを分かち合いました。

後半の対話セッションでは、参加者がそれぞれ興味を持った仕掛人のところに集まり、感想やさらに聞いてみたいことを出し合い、仕掛人と共に考えを深めました。

対話や共創によりまちづくりを進めている首長が明石に集まりパネルディスカッションを行いました。

各首長からは、住民との対話を通じた政策形成や、地域課題を自分ごととして捉えるための取組、公民連携を進めるための仕組みづくりなど、多様な実践が紹介されるとともに、クロストークでは、行政と市民が共に地域の未来を創っていくことの重要性が共有されました。

そして「対話と共創によるまちづくり」を進めていくことについて共同メッセージが発出され、対話と共創を基盤としたまちづくりを今後も推進していくことが確認されました。

首長サミット in あかし

10/25



最終日に、ウィーク全体を振り返りながら、市民のみなさんが主役の「大交流会」を開催しました。

各イベントにご参加いただいた方にご登壇いただき、ウィーク期間中に得られた学びや気づきを共有するとともに、ゲストスピーカーの加留部貴行氏による講話「なぜこれから対話と共創なのか」が行われました。

その後、参加者全員で大交流会を行い、対話を通じて新たなつながりや共創の可能性が生まれるとともに、本ウィークを契機とした取組を今後の具体的な行動へとつなげていく意識が共有されました。

そして、本交流会の中で「あかし共創プラットフォーム」が立ち上げられました。

対話と共創の大交流会

11/1



● 資料 3 ● 「明石市民間提案制度」の推進

民間事業者等からの新たなアイデアやノウハウを活かした提案を本市の課題解決や市民サービスの向上につなげるため、2024年5月から明石市民間提案制度を創設し、共創によるまちづくりを推進しています。

【民間提案制度のポイント】

☆ 企業・団体・個人から地域課題の解決につながる提案を募集

- ➡ 事前面談で対話を通してより良い内容を検討
- ➡ 採用・合意すれば提案者との契約を保証
- ➡ 新たな市の財政負担がない提案が対象

【募集テーマ】

<2024年度>

- ・脱炭素・ごみの減量
- ・まちの活性化
- ・子ども・高齢者の見守り支援
- ・その他の提案でもOK

提案 37件
採用 24件

<2025年度>

- ・脱炭素・ごみの減量
- ・生物多様性を守り育てる取組
- ・移動に関する課題の解消
- ・少年自然の家の跡地活用
- ・居場所に関する課題の解消

提案 7件
採用 2件

【事業化が決定した取り組みの例】

2年間で提案採用した26件の取組のうち、10件について事業化が決定しています。

<直近で事業化した提案>



実例①「CO2を食べる自販機」と「みまもる自販機」を
集約した自販機の導入

提案者：アサヒ飲料(株)

取組内容：CO2吸収材と防犯カメラがついた自動販売機の設置。

「都会の中に森を作る」をコンセプトとして、「CO2の削減」と
「安全で安心なまちづくり」という市の課題解決への提案として実現。
2026年6月設置。

実例②「互助×ICT」地域が主体となる見守りの仕組みの導入

提案者：(一社)セーフティネットリンケージ

取組内容：行方不明になるおそれのある高齢者の方を地域全体で見守り、
もしもの時に早期発見できるよう支援する取組。

みまもりあいステッカー（右記）を行方不明になるおそれのある高齢者等の所持品や衣服に貼付して使用。

発見した人がフリーダイヤルに電話することで、あらかじめ登録されているご家族等の電話に、お互いの番号が非通知で直接つながるしくみ。

みまもりあいアプリ（行方不明発生時に、指定した範囲内のアプリダウンロード者に搜索依頼を発信）と連動。

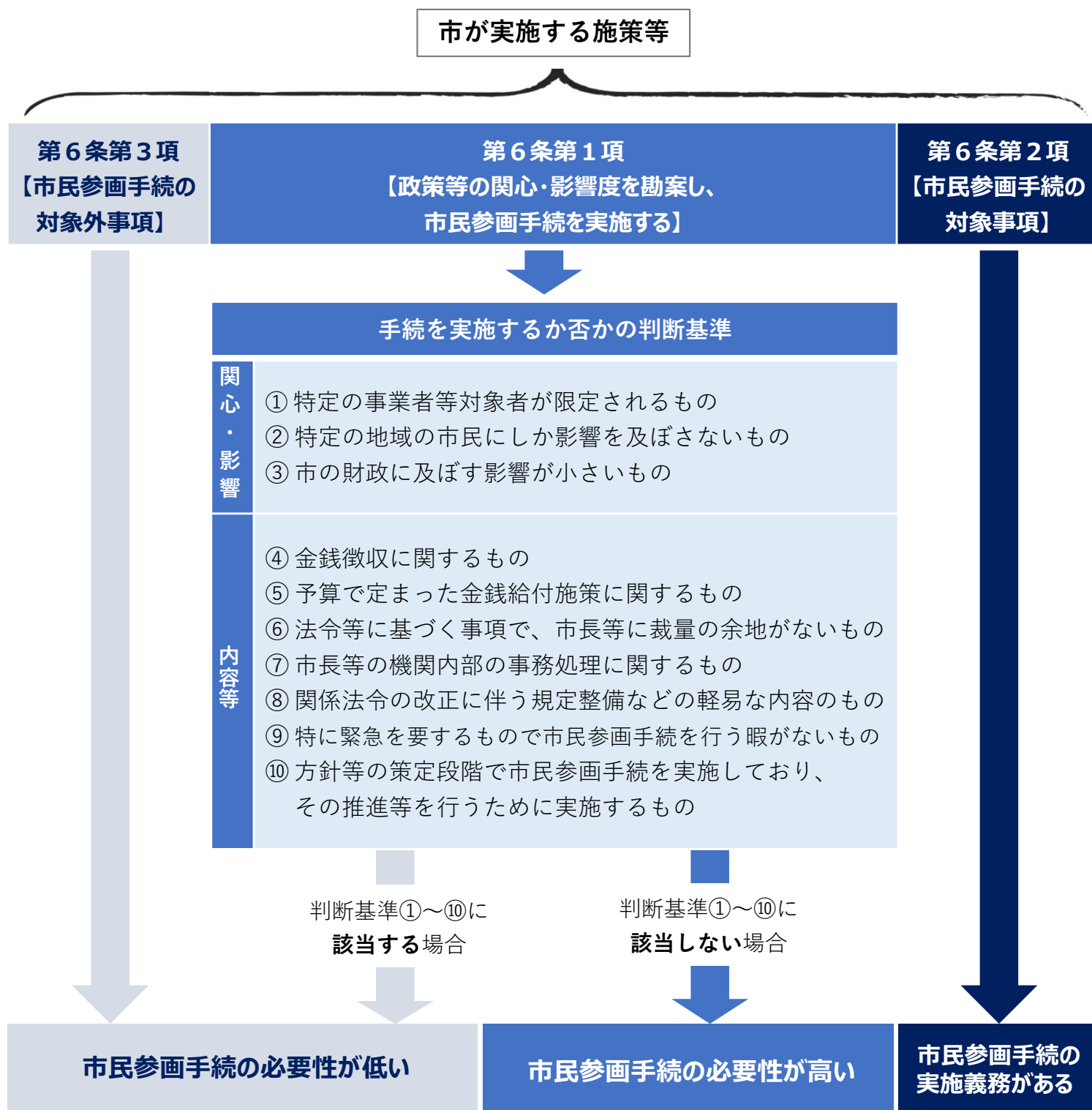
2026年7月開始。



市民参画手続の判断基準

条例第 6 条第 2 項で市民参画手続を実施しなければならない対象事項を定めていますが、それ以外の政策等については第 1 項で「市民の関心及び政策等の市民に与える影響その他政策等の内容を勘案し、市民参画が必要と認められる場合」に手続を実施するものと定めています。手続の実施の必要性を判断するにあたり、次のとおり基準を設けています。

運用にあたっては、基準を画一的、限定的に捉えて必要性を判断するのではなく、政策等の内容や市民の関心、市民に与える影響等を踏まえて総合的に判断してください。



【参考】市民参画条例第6条

条例第6条第1項

市長等は、政策等に対する市民の関心及び政策等の市民に与える影響その他政策等の内容を勘案し、市民参画が必要と認められる場合には、市民参画手続（市長等が市民参画を求める手続をいう。以下同じ。）を実施するものとする。

条例第6条第2項

- 2 市長等は、次に掲げる事項(以下「対象事項」という。)を行うときは、あらかじめ、市民参画手続を実施しなければならない。
- (1) 市の憲章、宣言等の策定、変更又は廃止
 - (2) 市の総合計画（自治基本条例第26条第1項に規定する「総合計画」をいう。）その他市政における基本的な事項を定める計画等の策定、変更又は廃止
 - (3) 市政の基本的な事項を定める条例及び義務を課し、又は権利を制限する条例の制定又は改廃
 - (4) 広く市民の利用に供する大規模な施設であって規則で定めるものの設置に係る基本的な計画の策定又は変更
 - (5) 前各号に掲げるもののほか市民の生活に重大な影響を及ぼすおそれのある制度及び事業の策定、変更又は廃止

条例第6条第3項

- 3 前項の規定にかかわらず、市長等は、対象事項が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、市民参画手続を実施しないことができる。
- (1) 市税の賦課徴収に関するもの（地方税法（昭和25年法律第226号）第5条第3項又は第7項の規定により税目を起こすことその他市長が特に必要と認める事項を除く。）その他金銭の徴収に関するもの
 - (2) 予算の定めるところによる補助金その他の金銭の給付に関するもの
 - (3) 法令（法律、法律に基づく命令（告示を含む。）並びに条例及び規則をいう。以下同じ。）に基づく事項で、市長等において裁量の余地がないもの
 - (4) 市長等の機関内部の事務処理に関するもの
 - (5) 関係法令の改正に伴う規定の整備その他軽易な事項であるもの
 - (6) 特に緊急の必要のため作成すべきものであって、市民参画手続を行う暇がないもの